1 三浦富彦議員

1 冬期間における安全対策について



1 冬期間における安全対策について

令和4年の主要な施策も数多く進められております。

岩内町総合振興計画では、五つのまちづくり大綱として、人づくり、医療・介護・福祉、経済力、安心・安全、セールスプランの推進を柱として町政運営に取り組まれております。

実現に向けての対策や手法は、推進、整備、確保、管理と多岐に渡っております。

そこで、地球温暖化に起因した異常気象により、本年1月には道内において大雪による被害が発生したことから、安心・安全を確保するために、これからの季節に向けた取組について質問をいたします。

- 1、町道の流雪溝について、システムの保守管理を十分にすることで、機能が止まらぬようにして頂きたいと思いますが、この保守管理及び緊急時の対応について。
- 2、町内の小中学校児童生徒の登下校の通学路について、冬期間の安全、安心 の確保のための取組と課題について。
- 3、町内の坂道の電熱を止めての運用は、交通安全上問題とはなりませんか。
- 4、町内の商店街を交差する横断歩道と歩道との接続部分の除雪は誰が行うべきとの認識でございますか。

【答 弁】

町 長:

1項めは、流雪溝の保守管理及び緊急時の対応についてであります。

町の流雪溝につきましては、北海道開発局による雪害のない快適な冬の生活環境づくり構想、いわゆる冬トピア構想の一環として、昭和54年に計画が立案され、国、道、町3者の費用負担により、昭和62年度に工事着手し、平成2年度に供用開始、平成4年度より拡張工事に着手し、平成7年度に完成し、現在に至っております。

また、供用開始以降は、国・道・町の3者で協定を締結し、国47%、道28%、町25%の費用負担により、流雪溝の維持管理を行っているところであります。

はじめに、保守管理についてでありますが、毎年委託業務により、監視制御システム、取水ポンプ、分水槽ゲートの電気・機械システムの点検及び整備、ポンプ室や分水槽の清掃をそれぞれ行っております。

次に、緊急時の対応についてでありますが、運転期間中は保守管理業務の委託期間内であることから、職員による初期対応を行ったのちに、適宜、委託業者が対応しております。

また、供用開始から30年が経過していることから、老朽化対策として、平成27年度に監視制御システムを更新し、令和3年度に取水ポンプを更新したところであり、今後は、分水槽ゲートなど徐々に不具合が生じている設備が見受けられることから、設備の更新に向けて3者協定に基づき、国・道・町による協議を重ねてまいります。

2項めは、児童生徒の登下校の通学路について、冬期間の安全、安心の確保 のための取組と課題についてであります。

通学路の除排雪の取組につきましては、夜間や昼間において職員による見回りを随時行う中で、降雪量に応じて、小型ロータリー2台体制による歩道除雪を行い、必要に応じて排雪を行うなど、冬期間の通学路の安全確保に努めているところであります。

次に、課題についてでありますが、冬期間において、住戸内の雪を道路に押し出すなどして道路に堆積させている地区が散見している状況にあり、その都度、指導や警察への協議を行っているところでありますが、解消にはほど遠い状況であります。

こうしたことから、今後においても、通学路等への雪の押し出しによる狭あいな道路の解消に向けて、警察や各道路管理者など関係機関と協議、連携を密にするとともに、こうした状況になりやすい箇所沿線住民に対する注意、啓発を実施しながら、安心、安全の確保に努めてまいります。

3項めは、町内の坂道の電熱を止めての運用は、交通安全上問題とはなりませんか、についてであります。

現在、岩内町内におけるロードヒーティングの整備状況は、道道岩内蘭越線、 町道神社通り、町道雷電温泉通り、国道276号の4路線であり、本年度の運 用は、道道岩内蘭越線と町道神社通りの2路線であります。

なお、運用を停止している町道雷電温泉通りにつきましては、温泉旅館施設の閉館に伴い平成24年度より停止しておりますが、交通安全上の支障等は、現在の道路使用状況では極めて少ないものと認識しております。

一方、国道276号につきましては、本年10月、北海道開発局岩内道路事

務所より町に対して、ロードヒーティング停止に向けた試験運用について報告があり、その理由としましては、岩内・共和道路開通による大型車両の交通量の減少、スタッドレスタイヤの性能向上及び電気料金の高騰によるものと伺っております。

町といたしましては、当路線は重要な幹線道路でもあり、ロードヒーティング区間がカーブしている箇所であること、更には岩内・共和道路が完成した今もなお、多くの一般車両が通行していることや、主要な都市間バス、高速いわない号等が運行していることなどから、ロードヒーティングの運転継続を要望してまいりましたが、ロードヒーティングを停止し試験運用するとした回答があったところであります。

なお、今回の措置は、あくまでも試験運用とのことでありますので、町といたしましても関係機関とも連携を図りながら、今回の検証結果を十分に注視してまいります。

4 項めは、町内の商店街を交差する横断歩道と歩道との接続部分の除雪は誰が行うべきとの認識ですか、についてであります。

流雪溝が無い路線においては、横断歩道と歩道との接続部分の除雪は、道路 敷地であることから、一定の条件のもとにおいて、各道路管理者が除雪するも のと認識しております。

一方、流雪溝設置路線については、流雪溝利用者のご協力のもとに、横断歩道と歩道との接続部分の投雪をして頂くものと認識しております。

しかしながら、近年は、流雪溝を設置している沿線住民の高齢化や、空き家、空き店舗等の増加が進み、流雪溝による歩道除雪体制が維持できない箇所も設置当時から比較すると増加している状況であります。

こうした中、流雪溝管理運営協議会構成町内会からは、歩道除雪体制が維持できない箇所の除雪要望もあり、国道、道道、町道の各道路管理者としても道路が備えるべき安全性を考慮し、必要に応じた歩道除雪を実施しているところであります。

いずれにしても町といたしましては、今後の道路管理を取り巻く沿線の状況 把握に努めながら、今後におきましても、こうしたケースに応じた柔軟な対応 をするよう各道路管理者と連携し取り組んでまいります。